

富田林市教育委員会告示第 号

富田林市富田林伝統的建造物群保存地区保存計画（平成 9 年教委告示第 1 号）の一部を次のように改正するので告示する。

平成 年 月 日

富田林市教育委員会

教育長 芝本 哲也

1. 「別表 - 3 中の環境物件の表（別紙①）及び付図 - 3 の図（別紙②）」を次のように改める。
2. 「第 5 章 保存地区の保存のために必要な管理施設の設置並びに環境の整備計画（別紙③）」を次のように改める。

環境物件

別表 - 3

番 号	保存計画番号	種 別	員 数	所 在 地	備 考
1	B1-E2-環	水路	約 312 m	付図-3 参照	※ 北辺水路
2	D1-D5-環	水路	約 175 m	付図-3 参照	※ 用心堀
3	C9-C9-環	斜面形状	約 62 m	付図-3 参照	※ 土居跡
4	E8-F8-環	斜面形状	約 75 m	付図-3 参照	※ 土居跡
5	G3-G4-環	斜面形状	約 57 m	付図-3 参照	※ 土居跡

斜面形状全幅が、伝建地区外の為、全幅削除

斜面形状の一部が、伝建地区外の為、部分削除
※員数については、改正前 全幅約75mであった
が、再度データ化された地図より測定を行ったところ、
全幅約105mであった。その為、伝建地区外
の約25mを削除し、残りの約80mを特定するものと
する。

改正

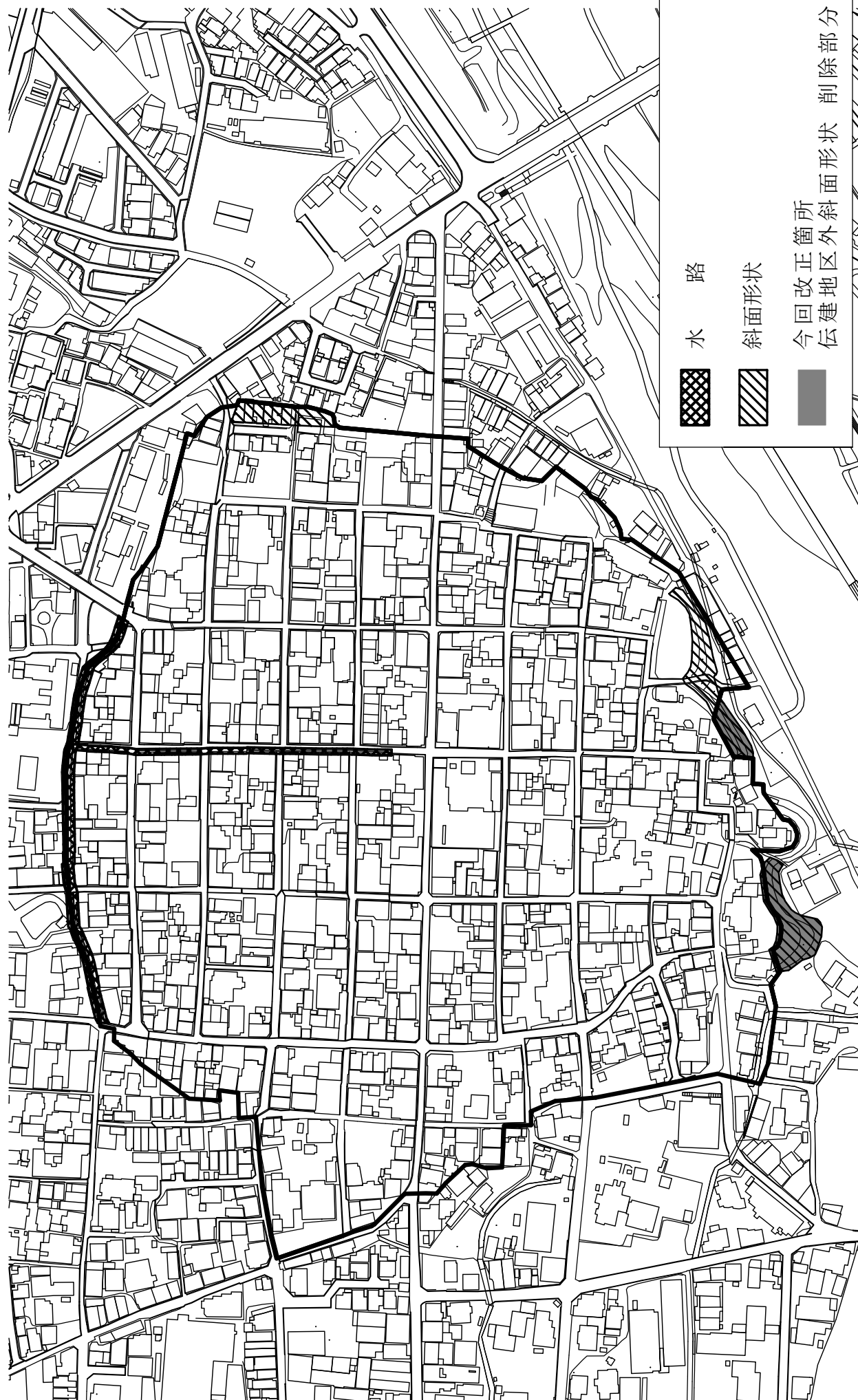
環境物件

別表 - 3

番 号	保存計画番号	種 別	員 数	所 在 地	備 考
1	B1-E2-環	水路	約 312 m	付図-3 参照	※ 北辺水路
2	D1-D5-環	水路	約 175 m	付図-3 参照	※ 用心堀
3	E8-F8-環	斜面形状	約 80 m	付図-3 参照	※ 土居跡
4	G3-G4-環	斜面形状	約 57 m	付図-3 参照	※ 土居跡

改正箇所

付図-3



第5章 保存地区の保存のために必要な管理施設の設置並びに環境の整備計画

1 管理施設などの整備

- (1) 市立寺内町センターやじないまち交流館、じないまち展望広場、旧杉山家住宅の管理、活用に関し、住民自治活動や文化活動、来訪者への情報提供などが有効に行われるよう配慮する。また、各施設を拠点とした町並み保存の啓発事業を企画する。
- (2) 保存地区についての理解を深めるために、必要な箇所に案内板、説明板、標識などを設置する。他の機関の設置にあたっては、デザインなど町並みに調和するように指導及び助言を行う。

2 防災設備など

- (1) 保存地区内における火災の早期発見、初期消火、延焼防止に努めるよう、消防署、地元消防団、自主防災組織と十分連絡を保ち、総合的な防災システムを確立する。
- (2) 火災報知設備や消火器などの屋内消火設備の設置の促進と、十分な消防用水の確保に努める。
- (3) 保存地区内の住民一人ひとりに防災の意識を高めるよう、啓蒙活動を実施する。

3 景観阻害物の除去

- (1) 広告物、テレビアンテナなどの設置にあたっては、歴史的環境の整備を損なわないよう指導及び助言を行う。
- (2) 電柱、架空電線等は関連会社の協力を得て、移設又は地下埋設化するように努める。

4 道路の整備

- (1) 「日本の道百選」に選定された城之門筋を中心に、道路の美装化工事を行う。道路の整備にあたっては、交通の安全を確保し、伝統的建造物群の特性と調和したものとする。美装化した道路については適切な維持・管理に努める。
- (2) 保存地区内の交通の安全を図るため、通過車両の進入制限を検討する。

5 駐車場の整備

駐車場の整備については、外来者用の大規模駐車場は保存地区外を基本とし、保存地区内に設置する駐車場は、道路から望見できないよう塀などで修景を施すよう指導する。

6 南側緑地斜面の保全

保存地区の南側に隣接する斜面形状（土居跡）については、これを保存地区の一部とするための方策の検討や調整等を継続的に行い、これに長期を要する場合には買い上げも検討する。

7 伝統的建造物の公開

伝統的建造物のうち必要なものについては、買い上げ又は借り上げにより、一般に公開できるよう整備する。個人所有のものについても公開できるよう、働きかける。

8 その他環境の整備

良好な生活環境の整備の一環として、街路灯などを設置する。設置にあたっては、伝統的建造物群の特性と調和するようにデザインなどに配慮したものとし、適切な維持・管理に努める。

9 地元組織との協調

歴史的環境を生かし、良好な生活環境の整備を行う上で、地元組織との連絡調整を密にとり、地元住民一人ひとりのまちづくりに対する意識を高め、コミュニティ形成を図る。